

総社市告示第94号

総社市禁煙治療費助成金交付要綱（平成26年総社市告示第82号）の一部を次のように改正する。

平成28年6月24日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(助成金の交付対象経費) 第3条 助成金の交付対象経費（以下「助成対象経費」という。）は、禁煙治療に要した<u>医療費本人負担額</u>（以下「<u>本人負担額</u>」という。）とする。<u>ただし、他の助成事業の対象となっている場合は、本人負担額からその助成額を減じた額とする。</u></p> <p>(助成金の額) 第4条 助成金の額は、助成対象経費の3分の2以内の額とし、10,000円を上限とする。<u>ただし、助成金の額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額とする。</u></p> <p><u>(追跡調査)</u> 第8条 <u>市長は、助成金の交付を受けた者に対して、禁煙治療終了後、禁煙状況等についての追跡調査を行うことができるものとする。</u></p> <p>(その他) 第9条 略</p>	<p>(助成金の交付対象経費) 第3条 助成金の交付対象経費（以下「助成対象経費」という。）は、禁煙治療に要した<u>経費</u>とする。</p> <p>(助成金の額) 第4条 助成金の額は、助成対象経費の3分の2以内の額とし、10,000円を上限とする。</p> <p>(その他) 第8条 略</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。